第４回　中川村都市計画マスタープラン改定及び中川村立地適正化計画策定検討委員会　次第

日時：令和８年10月13日（火）18時30分から
会場：中川村基幹集落センター集会室

１　開　会

２　あいさつ

３　報告及び情報提供
(1) 委員の交代について
(2) 計画策定及び公表スケジュールについて

４　審議事項等
(1) 都市計画マスタープラン
① 第３章　まちづくりの基本方針について
② 第４章　地域別構想について

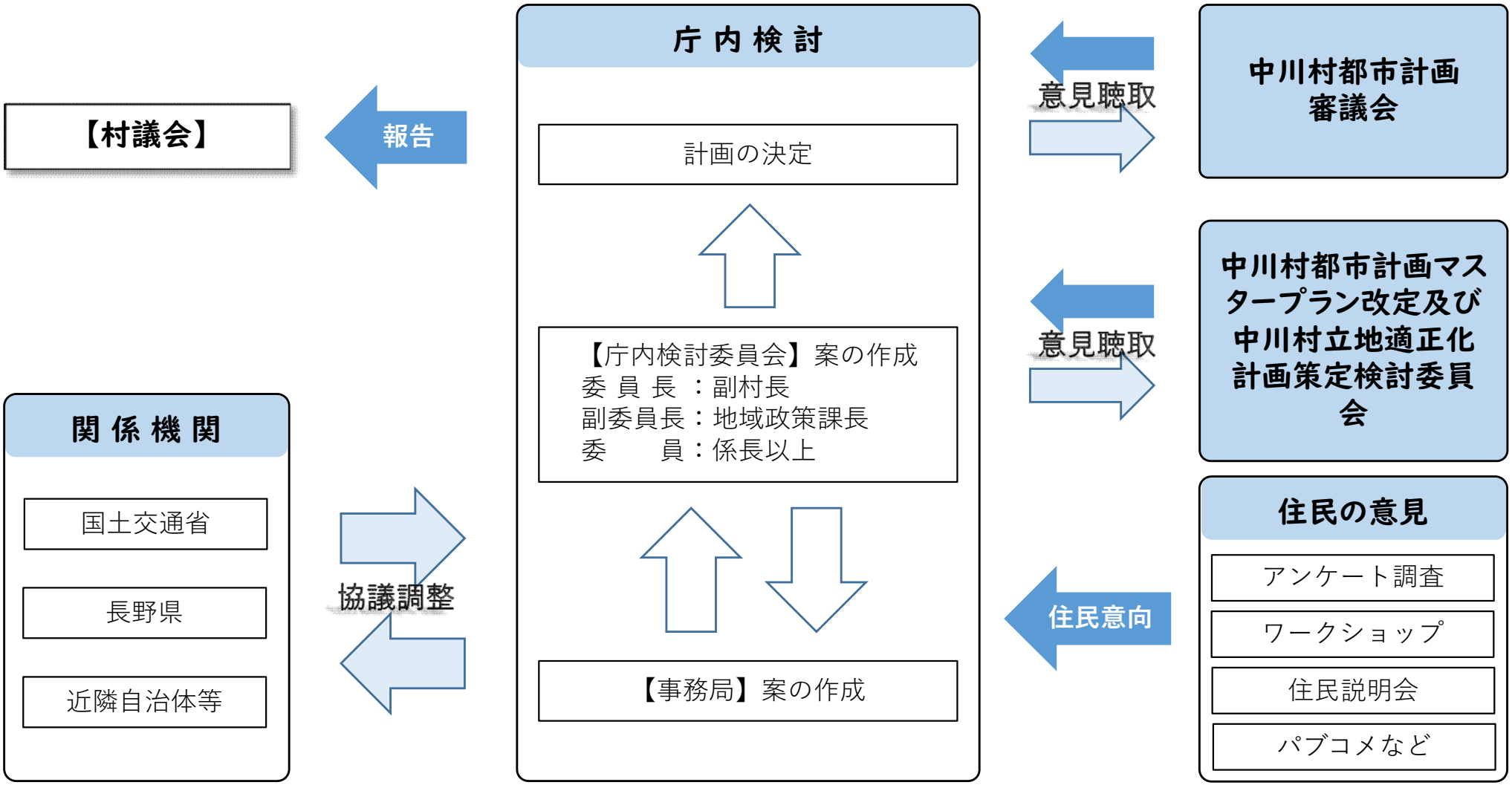
(2) 立地適正化計画
① 第４章　誘導区域の設定について
② 第５章　防災指針について
③ 第６章　誘導を進めるための取組みについて
④ 第７章　計画の推進に向けて

５　その他

６　閉　会

次回委員会	11 月 25 日（水）18:30 から 基幹集落センター集会室

都市計画マスタープラン改定と立地適正化計画策定にかかる体制図



【参考】
○都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）（都市計画法第18条の２）
　２　市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
　３　市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
○立地適正化計画（都市再生特別措置法第81条）
　22　市町村は、立地適正化計画を作成するときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならない。
　23　市町村は、立地適正化計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に立地適正化計画の写しを送付しなければならない。

中川村都市計画マスタープラン改定および立地適正化計画策定までの全体工程表（案）

